

# 第1編 総論

## 第1章 目的、市の責務、計画の位置づけ等

市は、市民の生命、身体及び財産を保護する責務にかんがみ、国民の保護のための措置（以下「保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり、市の責務を明らかにするとともに、姫路市の国民の保護に関する計画（以下「市保護計画」という。）の目的、位置づけ等計画の趣旨、構成等について定める。

### 1 計画の目的

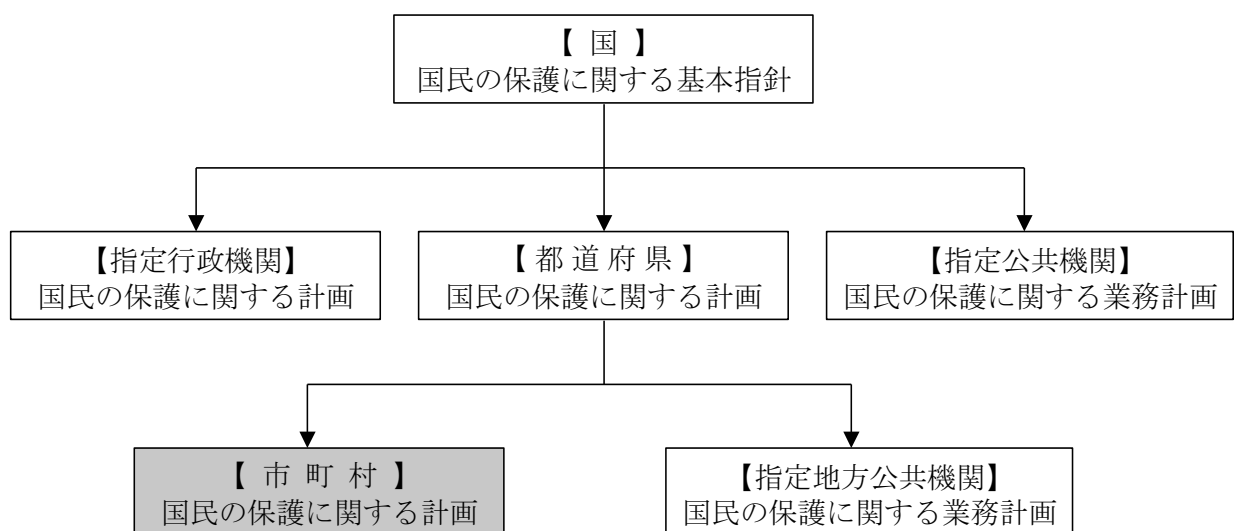
市保護計画は、武力攻撃事態等から市民の生命、身体及び財産を保護し、市民生活や市民経済への影響が最小となるよう、住民の避難、避難住民等の救援、武力攻撃災害への対処などの保護措置を的確かつ迅速に実施することを目的とする。

### 2 市の責務

市長及びその他の執行機関（以下「市」という。）は、武力攻撃事態等において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成17年3月閣議決定。以下「基本指針」という。）及び兵庫県の国民の保護に関する計画（以下「県保護計画」という。）を踏まえ、市保護計画に基づき、市民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら保護措置を的確かつ迅速に実施し、本市域において関係機関が実施する保護措置を総合的に推進する。

### 3 計画の位置づけ

市はその責務にかんがみ国民保護法第35条の規定に基づき、市保護計画を作成する。



#### 4 市が実施する保護措置

市が実施する保護措置は、次のとおりとする。

**【市が実施する保護措置】**（法16Ⅰ）

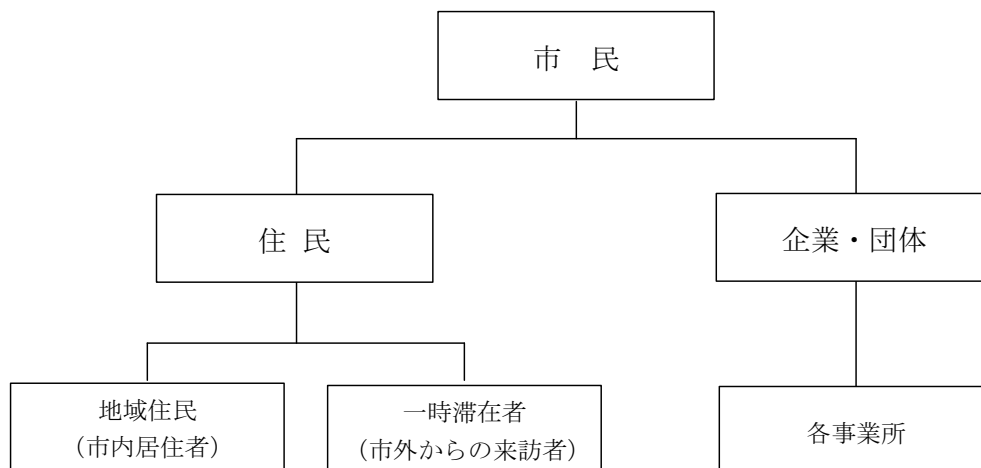
- 1 警報の伝達、避難実施要領の策定、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置
- 2 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置
- 3 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
- 4 水の安定的な供給その他の市民生活の安定に関する措置
- 5 武力攻撃災害の復旧に関する措置

#### 5 計画の対象

市保護計画においては、市内に居住している人はもとより、通勤、通学、旅行等で市内に滞在する人や市外から避難してきたすべての人（外国人を含む。）及び市内において活動を行うすべての企業その他の団体（以下、これらを「市民」という。）を保護の対象とする。

**【計画における保護対象等の用語区分】**

市保護計画に使用している「市民」や「住民」等の用語区分については、次の図のとおりとする。



#### 6 計画に定める事項

市保護計画に定める事項は、次のとおりとする。

**【市保護計画に定める事項】**（法35Ⅱ）

- 1 市の区域に係る保護措置の総合的な推進に関する事項
- 2 市が実施する保護措置に関する事項
- 3 保護措置を実施するための訓練並びに物資及び資材の備蓄に関する事項
- 4 保護措置を実施するための体制に関する事項
- 5 保護措置の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項
- 6 上記のほか、市の区域に係る保護措置に関し市長が必要と認める事項

## 7 計画の構成

市保護計画は、以下の各編により構成する。

- 第1編 総論
- 第2編 平素からの備えや予防
- 第3編 武力攻撃事態等への対処
- 第4編 復旧等
- 第5編 緊急処理事態における対処
- 資料編

## 8 計画の見直し、変更

### (1) 計画の見直し

市保護計画については、今後、国における保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、県保護計画の見直し、保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、必要な見直しを行う。

市保護計画の見直しに当たっては、姫路市国民保護協議会（以下「市協議会」という。）の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求める。《資料編1P参照》

### (2) 計画の変更（法35、39）

市保護計画の変更にあたっては、計画作成時と同様、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、市協議会に諮問の上、知事に協議し、市議会に報告し、公表するものとする。

ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（以下「国民保護法施行令」という。）で定める軽微な変更については、市協議会への諮問及び知事への協議は要しない。

#### 【軽微な変更】（令5）

- 1 行政区画、市内の町若しくは字若しくはこれらの名称の変更、地番の変更又は住居表示に関する法律第3条第1項及び第2項若しくは同法第4条の規定による住居表示の実施若しくは変更に伴う変更
- 2 指定行政機関、指定地方行政機関、県、市町、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関又はその組織の名称又は所在地の変更に伴う変更
- 3 上記のほか、誤記の訂正、人又は物の呼称の変更、統計の数値の修正その他これらに類する記載事項の修正に伴う変更